



おめでた
おくやみ
2月届出分



ぞめいふくを
お祈りします

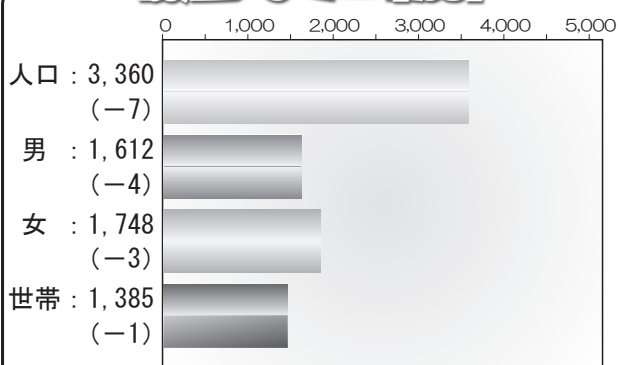
《休日の死亡届について》

【受付時間】午前8時30分～午後3時

※来庁前に役場（宿日直）に電話連絡
してください。

☎79-2111（休日の連絡先）

藤里町ミニ統計



☆2月28日現在・（ ）内は前月比
出生:0人・死亡:5人・転入:0人・転出:2人

交通死亡事故ゼロ

6,051日

無火災

22日

（平成30年3月20日現在）

町発注事業
入札結果のお知らせ

(50万円以上・税込み)

◇2月分◇

○開発センター喫煙所設置工事

【工事請負者】(有)細田土木

【請負額】837,000円

【工期】平成30年3月30日

4月納付分から
協会けんぽの保険料率が変わります

協会けんぽは、主に中小企業の従業員とそのご家族の皆様が加入する健康保険です。

秋田支部の健康保険料率は、平成30年4月納付分から10.13%（現行10.16%）に引き下げとなります。また、40歳から64歳までの方に対する介護保険料率は全国一律1.57%（現行1.65%）へ引き下げとなります。

皆様の医療費に基づいて算出される保険料率は、皆様の健康への取組みによって下がる可能性があります。病気の予防や健康保持に年1回の検診を必ずお受けください。

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会（協会けんぽ）秋田支部

☎018-883-1841

高齢者バス無料乗車券について

【対象】

- ・満70歳以上の藤里町在住者
- ・満65歳以上で運転経歴証明書を所持する藤里町在住者

【無料区間】

秋北バスが運行する藤里町内



【申請手続】

役場窓口で申請書をご記入ください。

【必要なもの】

- ・印鑑
 - ・写真（※）
- ※写真は下記の内容を確認の上、ご用意ください。
（役場の窓口では写真の撮影はしておりません）
- ・大きさが 縦3cm×横2.5cm
 - ・背景が無地 ・帽子等をかぶっていない
 - ・1年以内に撮影したもの

◆町民課窓口で随時発行します◆

【お問い合わせ先】

藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113